



# 自転車のルールを守って

## 安全運転！

自転車は子どもから高齢者まで、幅広い年齢の方が多様な用途で利用する交通手段です。

近年は、健康意識の高まりなどから通勤・通学などで利用する方が増えてきており、特に苫小牧市は平坦な土地柄ということもあり、自転車を利用しやすい環境にあります。

しかし、その利用の高まりに伴い、歩道上でのスピードの出し過ぎや交差点での飛び出しといった、交通ルールを守らず、危険な走行をする自転車利用者が多くみられるようになりました。こうした中、平成27年6月1日に施行された改正道路交通法では、危険行為を繰り返す自転車運転者に安全講習の受講が義務化され、自転車利用者の交通ルールや運転マナーの向上のための取り組みが強化されています。

■北海道の自転車関連事故の発生状況

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
発生状況(件)	2,151	1,903	1,873	1,758
死者数(人)	11	13	8	12
傷者数(人)	2,205	1,905	1,885	1,772

自転車はルールを守って安全に運転しましょう。

### 自転車安全利用五則

自転車の基本的な交通ルール



(一) 自転車は、車道が原則、歩道は例外

● 歩道と車道の区別がある所は車道通行が原則です。

(二) 車道は左側を通行

● 自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

(三) 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

● 歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

(四) 安全ルールを守る

- 飲酒運転、二人乗り※、並進は禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号を守る
- 交差点での一時停止と安全確認

(五) 子ども(13歳未満)はヘルメット着用

【努力義務】

● 児童・幼児の保護責任者は、乗車用のヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



詳 安全安心生活課  
☎ (32)6287

※6歳未満の子どもの幼児用座席に乗せる場合などを除く



もくじ



©2011 苫小牧市

クローズアップ

自転車のルールを守って安全運転！

特集Ⅰ

生活や仕事などの困り事を支援します

特集Ⅱ

まちを元気に！商店街

市政トピックス

市営住宅入居希望者募集ほか

健康ガイド

健康相談／健康教室 ほか

お出かけガイド

カルチャーガイド

市からのお知らせ

健康／暮らし／福祉／相談／催し・講座／スポーツ

ふくし大作戦!! 2016

つなごうスポーツ大作戦

市政トピックス

みんなのひろば

とまこまい日記／編集後記ほか